

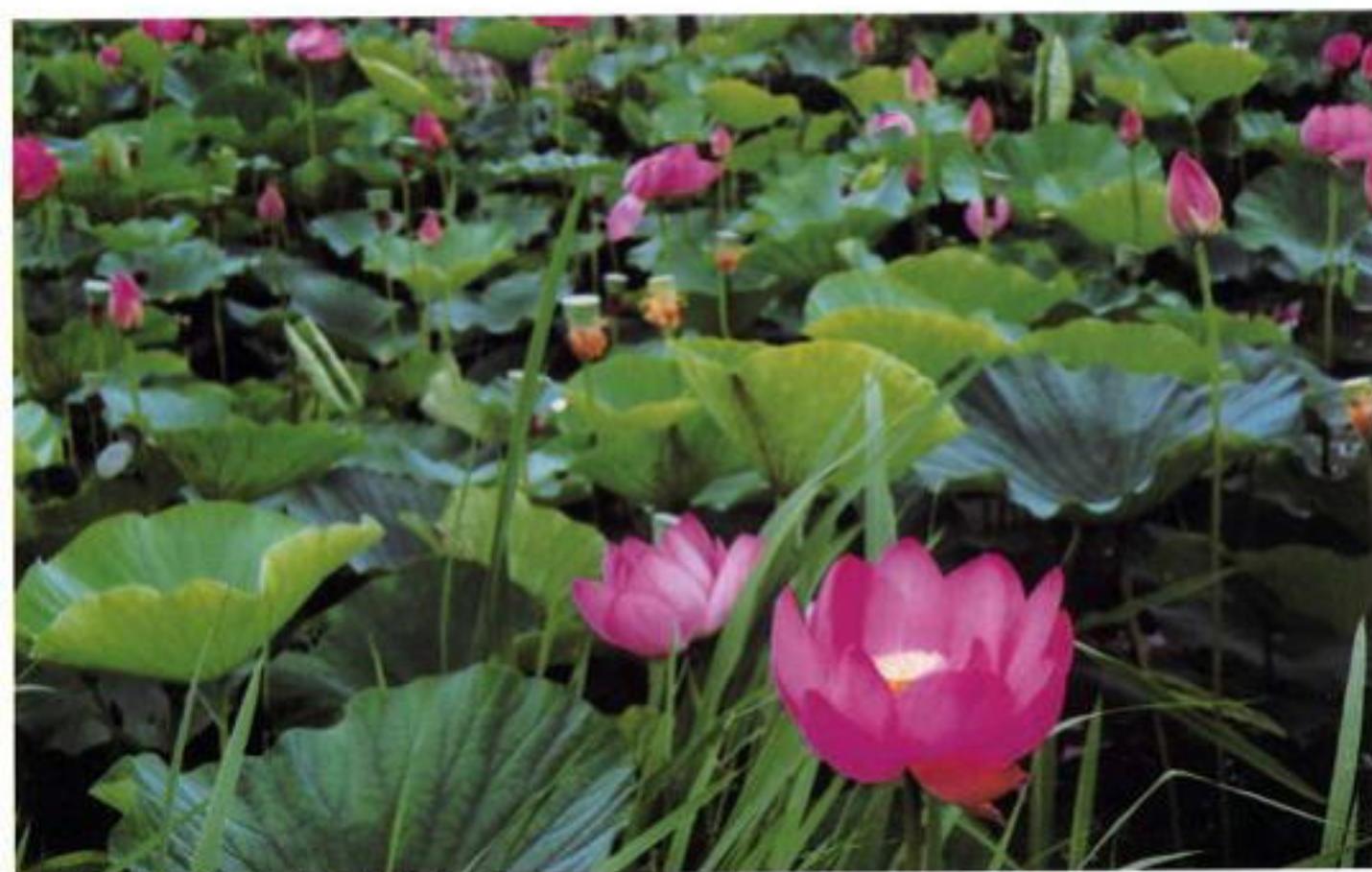
2003年
夏号

事務所だより

カットビ

発行
東葛総合法律事務所
編集責任者 左近允寛久
〒271-0092
千葉県松戸市松戸1281-29
住友生命松戸ビル5階
電話 047-367-1313㈹
FAX 047-367-1319

暑中お見舞い申し上げます



古代蓮の里(埼玉県行田市)にて 撮影 石坂 満さん

PJあじさつ

暑い夏一皆様、いかがお過ごしですか。
夏は、ゆったりと読書をしたり、木陰
で過ごしたりしたいですね。

でも、最近は心おきなく読書したりと
いうわけにはいきません。段々と、いつ
か来た道を歩きはじめているこの国を憂
いています。弱きをくじき、強気を支え
るとしか思えない政策の目白押しに悲痛
な声が聞こえてきます。

私たちは、人道主義、平和主義の精神
を理解し、行動をする政治家を求めてや
みません。

東葛総合法律事務所

代表

弁護士 蒲田 孝代

弁護士

及川智志

弁護士

福富 美穂子

弁護士

左近允寛久

弁護士

齋藤 雅子

事務局長

小久保 雅弘

事務局員一同

有事法制になぜ反対するのか

発動させない闘いを

弁護士 左近允寛久

先日、多くの国民の反対にもかかわらず有事法制が国会で可決成立了。これまで、私たちは有事法廃止に反対してきましたが、非常に残念なことです。これに失望せず、しかし、これに失望せず、

有事法制を発動させないといふ決意をし、更なる反対の輪を広げたいと思います。

その為に私たちはもう一度、有事法制になぜ反対しなければならないのかを考えてみた

いと思います。

この議論に、案外多くの人たちがとらわれているような気がします。

しかし、これに騙されてしまいません。「國」を守ることと、「國民」を守ることとは全く別問題です。

確かに、家に強盗が押入ってきたら、誰もが家族と財産を守るために戦うでしょう。

しかし、それは自分の意思で、自分の大事なものをするために必要だからです。

これに対して、有事法制は、

戦争は人々の無差別的なく、政府の一存で始まります。

して、その戦争に反対しても、戦争に必要であれば、自分や家族の命や財産が危険にさらされることになる、といふことなのです。

有事法制は、政府自身も認めて

いるのです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

きますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願い

いたします。(左近允)

北柏交通解雇事件 久保田さん 全面勝利 芳野さん 会社側が控訴

千葉地裁
松戸支部



「國」と「國民」は違う
小泉首相は、「備えあれば
要いなし」と繰り返し、国民
の不安を煽りました。言い換

入つてきたら、誰もが家族と

財産を守るために戦うでしょ

う。しかし、それは自分の意

思で、自分の大事なものを持

るために必要だからです。

これに対して、有事法制は、

戦争は人々の無差別的なく、

政府の一存で始まります。

して、その戦争に反対してい

ても、戦争に必要があれば、

自分や家族の命や財産が危険

にさらされることになる、と

いふことなのです。

有事法制は、政府自身も認めて

いるのです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

その上、戦争は、勝利の大

きに一部を犠牲にすることを

必ず性います。第二次世界大

戦の敗戦で政府自身も認めて

いるのです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

。引き続き、一人の完全

勝利に向けて、そして、年々

悪化する労働環境の中で、

使用者側の不当な行為を許

さないためにも頑張ってい

りますので、今後とも皆さ

んの応援をよろしくお願ひ

いたします。(左近允)

この考え方では、危険が

完全に排除されない限り、守

りを固め続けなければならぬ

のです。

北朝鮮の危機を煽るのは、

久保田さんと芳野さんは、

それから三年半、今年の五

月二四日、闘いの甲斐あって、

久保田さん、芳野さんの全面

勝訴の判決が下りました。判

決を認めて二人を職場復帰さ

れた。したがって、この事件

は、引き続き、控訴審で裁

判が戦われることになります

した。

しかし、意図的に事実を

でつち上げたり、歪曲したりして二人を排除すること

が許されるはずはありません

商工ローン 最高裁が重大判決

弁護士 及川智志

二〇〇三年七月一八日、最高裁判第一小法廷は、商工ローランに関する重大判決を下しました。『脅迫され、目玉丸』で『雇用を尋ねた商工ローン大手、株式会社ロブロ（旧社名・日栄）と債務者との間の「過払金」返還をめぐる訴訟で、最高裁は、債務者が勝利の判決を下したのです。

過払金とは、債務者と約束した「これを約定いたします」



高金利と利息制限法の上限金利との差から生まれてくるお金です。年20%以上の高金利には罰則が課されますので、ロブロなどの商工ローンの約定金利は実質年率20%よりも高い水準に設定されています。ところが、利息制限法では元本100万円以上の場合は年15%までしか金利を認めません。利息制限法超過利息は無効ですから、商工ローン各社は、「無効だが、罰せられない」という際どい商戦をしているわけですね。そうすると、『約定金利マイナス年15%』の利息分は払い過ぎになります。その私

請求できるというのが、確立した最高裁判決でした。

債務者が過払金の返還を求めたのに対して、ロブロは、日本信用保証というロブロの子会社に支払った保証料等は利息ではない。(2)過払金の計算方法は複数の手形貸付とに行うべきあるし、約定期限までの利息を取るという

最高裁は、(1)については、ロブロは「法を踏襲し」「保證料等を自らに確定させる目的で」日本信用保証の保証を借りておいたという理由で、保証料等は利息とみなす

としました。また、(2)については、ある貸付で発生した過払金は他の貸付に充当されるべきであるし、ロブロの高金利業

決です。たとえ、株式会社SF

CGなど他の商工ローンの違法・不当取扱など、まだ残された問題も多いのです。商工

ローン問題でお困りの際には、

私は、ある貸付で発生した過

払金は他の貸付に充当されるべきであるし、ロブロの高金利業

者の期限の利益は認めないと

貸主の利益を認めるべきである、などとして争つてきました。

今回の最高裁判決により、ロブロは「法を踏襲し」「保證料等を自らに確定させる目的で」日本信用保証の保証を借りておいたという理由で、保証料等は利息とみなす

としました。また、(2)については、ある貸付で発生した過払金は他の貸付に充当されるべきであるし、ロブロの高金利業

決です。たとえ、株式会社SF

CGなど他の商工ローンの違

法・不当取扱など、まだ残された問題も多いのです。商工

ローン問題でお困りの際には、

布川事件 証拠調べ開始 再審開始へ大きな一步

弁護士 福富美穂子



七月一日、上浦の裁判所で第二回進行協議が開かれ、千葉大名准教授（法医学）木村先生の証人尋問が九月、十

月の二回にわたって実施されることになりました。

確定審で裁判所は自白に基づき「被害者の口に布を詰めた後、手で首を締めて殺害した」と認定していますが、弁護団が新証拠として提出した木村先生の意見書によれば

「死体所見から被害者は（手ではなく）紐状の物で首を絞められた後に口に布を詰められたと認められる」とされていました。この意見書の正確性を木村先生に法廷で証言をしていただることによって、殺害方法やその手順という自白の重要な部分に関する客観的

が何度要求しても様々な理由で拒否されることはありました。

木村先生の意見書によれば「死体所見から被害者は（手ではなく）紐状の物で首を絞められた後に口に布を詰められたと認められる」とされていました。この意見書の正確性を木村先生に法廷で証言をしていただることによって、殺

害方法やその手順という自白の重要な部分に関する客観的

が何度要求しても様々な理由で拒否されることはありました。

弁護士 斎藤雅子

殺人を認める上申書をとられていたのです。

被害者には、警察の立候補もな

左近允弁護士 原告に!! 国賠事件を準備中



昨年二月、左近允弁護士が認めた上申書をとられました。被害者は、警察の立候補もな

いなしに弁護士と面会し助言を得る権利があります。同時に弁護士には、被害者と原則

が何度要求しても様々な理由で拒否されることはあります。にもかかわらず、その

辯護権を無視し、別の罪罰の自由をさせていた警察のやり方は、決して許されません。

現在、左近允弁護士は、この被害者の弁護人として刑事事件でも奮闘中ですが、千葉県に対する国賠訴訟を準備しています。事務所の全弁護士も弁護団として共に戦います。

蒲田弁護士が支部長に 元気で忙しく走って…

当事務所代表の蒲田弁護士は、今年は千葉県弁護士

会松戸支部長になってしま

いました。もともと表面に立つことを嫌う人なのです

が、それにしても、どうやら支部長職は重責のようだ

た人もいました。

この弁護士会の松戸会館

は四階、五階のフロアで、

ちょうど立派です。五階の会

時々、「あー、楽になりたいなあ」と後悔しているよう

なため息をついています。

この事務所代表の蒲田弁護士

たとえ、午後2時過ぎで

したのは午後2時半過ぎで

東警署へ急ぎました。到着

したのは午後2時半過ぎで

